



水だより

No.85
2017年(平成29年)6月

発行：一宮市上下水道部 一宮市本町2丁目5番6号

平成29年10月1日から下水道使用料が変わります

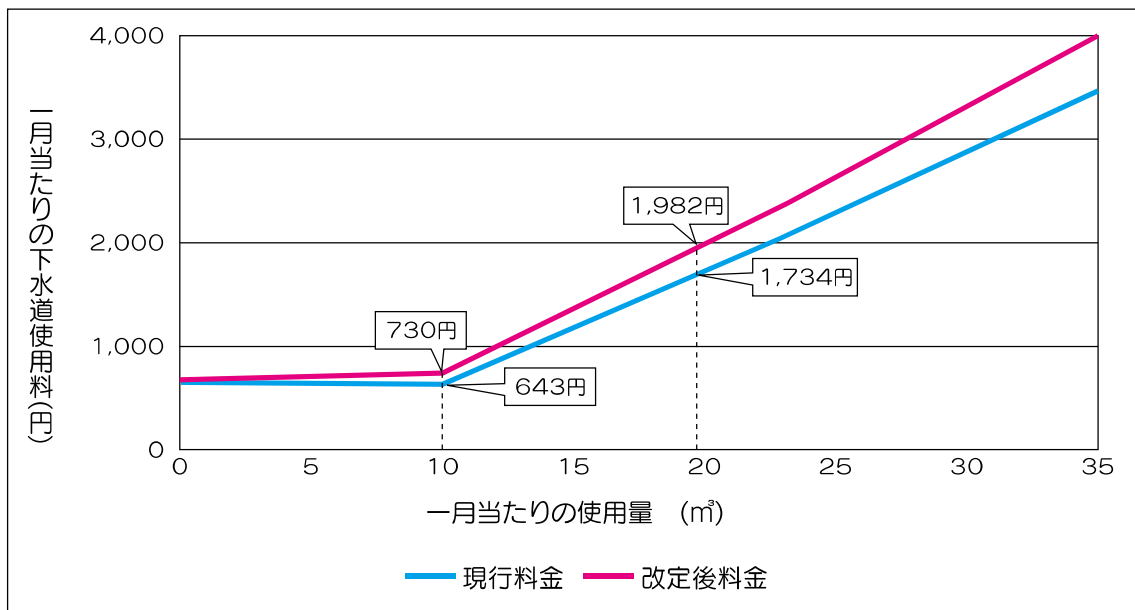
日頃は、水道、下水道をご利用いただき、誠にありがとうございます。

一宮市上下水道部は、公共下水道事業の健全な経営と下水道施設の適正な維持管理を行うため、下水道使用料を平成29年10月からの使用量(汚水排除量)分より、基本水量制を廃止し、基本使用料に従量使用料を加えた体系に改定しました。そして、下水道使用料を平均14.4%引き上げることになりましたので、お知らせいたします。一般家庭での平均的な使用量から比較しますと次のとおりとなります。今後とも安定した下水道事業の運営に、ご理解とご協力をお願いいたします。

下水道使用料(平成29年10月から)

(月額、消費税等込)

用途	一月当たりの使用量	現行料金	改定後料金	一月当たりの改定幅
一般用	10m ³ の場合	643円	730円	87円
	20m ³ の場合	1,734円	1,982円	248円



お問い合わせ先《経営総務課 ☎85-7691》

「あたりまえ そんなみずこそ たからもの」 「下水道 水が自然に かえる道」

この「水だより」には再生紙を使用しています。

◇新下水道使用料

平成29年10月1日改定(1か月につき)

用途	基本使用料	従量使用料	
		汚水排除量	金額(1㎡につき)
一般用	596円	10㎡までのもの	8円
		10㎡を超え25㎡までのもの	116円
		25㎡を超え50㎡までのもの	127円
		50㎡を超えるもの	132円
公衆浴場用	6,067円	200㎡までのもの	0円
		200㎡を超えるもの	65円
臨時用	0円	1㎡につき126円	
工場廃液用	0円	1㎡につき126円	

※上記基準により算出した額に消費税等が加算されます。

◇特定区域公共下水道使用料についても改定されます。

- ・一般家庭は、家事用として上記の新下水道使用料の一般用の料金体系となります。
- ・事業用については、従来どおり90円/㎡で変更ありません。(税別)

水道料金等早見表 (2か月分)

※口径13mm 一般用 消費税等込

水量(㎡)	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計(円)	水量(㎡)	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計(円)
0	1,308	1,286	2,594	37	3,401	3,589	6,990
1	1,308	1,295	2,603	38	3,524	3,714	7,238
2	1,308	1,304	2,612	39	3,647	3,839	7,486
3	1,308	1,312	2,620	40	3,770	3,964	7,734
4	1,308	1,320	2,628	41	3,893	4,090	7,983
5	1,308	1,329	2,637	42	4,016	4,216	8,232
6	1,308	1,338	2,646	43	4,139	4,341	8,480
7	1,308	1,347	2,655	44	4,262	4,466	8,728
8	1,308	1,356	2,664	45	4,386	4,591	8,977
9	1,308	1,364	2,672	46	4,510	4,716	9,226
10	1,308	1,372	2,680	47	4,633	4,842	9,475
11	1,308	1,381	2,689	48	4,756	4,968	9,724
12	1,308	1,390	2,698	49	4,879	5,093	9,972
13	1,308	1,399	2,707	50	5,002	5,218	10,220
14	1,308	1,408	2,716	51	5,189	5,355	10,544
15	1,308	1,416	2,724	52	5,376	5,492	10,868
16	1,308	1,424	2,732	53	5,562	5,629	11,191
17	1,308	1,433	2,741	54	5,748	5,766	11,514
18	1,308	1,442	2,750	55	5,935	5,903	11,838
19	1,308	1,451	2,759	56	6,122	6,040	12,162
20	1,308	1,460	2,768	57	6,309	6,177	12,486
21	1,431	1,585	3,016	58	6,496	6,314	12,810
22	1,554	1,710	3,264	59	6,683	6,452	13,135
23	1,677	1,835	3,512	60	6,870	6,590	13,460
24	1,800	1,960	3,760	65	7,805	7,275	15,080
25	1,923	2,085	4,008	70	8,738	7,960	16,698
26	2,046	2,210	4,256	75	9,673	8,647	18,320
27	2,169	2,336	4,505	80	10,606	9,332	19,938
28	2,292	2,462	4,754	85	11,541	10,019	21,560
29	2,416	2,587	5,003	90	12,476	10,704	23,180
30	2,540	2,712	5,252	95	13,409	11,389	24,798
31	2,663	2,837	5,500	100	14,344	12,076	26,420
32	2,786	2,962	5,748	110	16,816	13,502	30,318
33	2,909	3,088	5,997	120	19,290	14,926	34,216
34	3,032	3,214	6,246	130	21,764	16,352	38,116
35	3,155	3,339	6,494	140	24,236	17,778	42,014
36	3,278	3,464	6,742	150	26,710	19,204	45,914

※水道料金については、変更ありません。

お問い合わせ先《水道お客さまセンター ☎28-8622》

断水工事にご協力をお願いします

水道は、市民生活や産業活動を支えるライフラインとして、重要な施設です。

安定供給を確保するとともに、『安全でおいしい水』を平常時のみならず、地震等の災害時にも供給していく必要があります。そのために、老朽化した配水管や家庭などへの引き込み管の取り替え及び地震に強い配水管の布設などを実施しています。

これらの水道工事に伴い、一時的に水道を止めて、新しい管と現在使用している管をつなぐ必要があります。これを「断水工事」と言っています。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、断水工事を行う場合は、緊急の場合を除き、事前にチラシなどでお知らせしますので、日時などをご確認くださいようお願いいたします。



上の写真は断水を行うため、職員がバルブを操作している様子です。バルブの操作には、回転数や水の音を聞き、細心の注意を払いながら行っています。

断水工事の際には、以下の点にご注意ください。

- ◆断水中は、必ず蛇口を締めておいてください。
- ◆工事完了後には、一時的に濁った水が出る場合があります。電気温水器、ガス湯沸器、全自動洗濯機などは、きれいな水が出ることを確認してからご使用ください。
- ◆受水タンクのある場合は、受水タンクに水がある間は使用できますが、使用量が多いと受水タンクの水が無くなり断水となりますのでご注意ください。また、受水タンクの水が無くなった状態でポンプを運転しますと、故障の原因になりますのでご注意ください。
- ◆大雨などの場合には、翌日の同時刻に工事を延期することがありますのでご了承ください。

お問い合わせ先《上水道整備課 ☎28-8624》

検定満期の水道メーターの取替について

各ご家庭に設置してあります水道メーターは、計量法により有効期限が8年と定められています。

一宮市上下水道部では、8年の有効期限が切れる前に水道メーターの取替を無料で行っています。

対象のお客さまには、事前に検針票と一緒にお知らせ票を差し置きするか、ハガキにて通知いたしますので、ご協力をお願いします。

お願い

- メーターボックスの上に物が置いてあったり、犬が近くにつないでありますと、取替作業の支障となります。スムーズな取替作業へのご協力をお願いいたします。



- メーター取替後、一時的に空気や濁り水が出る場合がありますので、浄水器のついていない蛇口から水を少し流してからご使用ください。



お問い合わせ先《給排水設備課 ☎28-8661》

おりひめ 木曾川が織りなす水

2ℓサイズ 新発売!!

平成29年6月1日から、2ℓサイズのペットボトルを発売しました。賞味期限は製造から**5年間**です。**災害備蓄用飲料水**としてもご利用いただけます。



1本 250円(税込)
1箱(6本入り) 1,500円(税込)

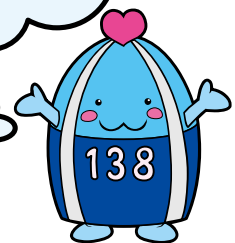
※配送を希望される場合は、別途配送料が必要となります。<箱販売に限ります>

販売場所

- 市役所本庁舎10階 営業課
- iビル1階 観光案内所
- シルバー本町ふれあい広場
- ツインアーチ138(1階)

500mlペットボトルも好評販売中!

1本 80円(税込)
1箱(24本入り) 1,900円(税込)



お問い合わせ先《営業課 ☎85-7094》

広告

土木工事・上下水道工事
工事のことなら**当組合員**に
ご用命ください。
親切・丁寧に施工します。

一宮土木協同組合

〒491-0934

一宮市大和町苅安賀

TEL 0586-44-7257

FAX 0586-44-6539



広告

「一宮市水道お客さまセンター」

の業務を担当しています。

当社オリジナルキャラクター

水来(みく)ちゃん



上下水道の使用開始・中止等の受付
業務、メーター検針業務、水道料金
等の収納業務等を行っています。

どうぞよろしくお願い致します。

—暮らしの身近で水の未来を考える—
DK 第一環境株式会社 一宮事務所
(一宮市水道お客さまセンター内)

☎0586-28-8622 FAX0586-43-2553

広告の内容等については、広告主に直接お問い合わせください。広告主と上下水道部は直接関係ありません。

下水道使用料について

下水道使用料については、2市1町の合併による平成19年4月の使用料統一を除けば、平成16年6月以来の改定になります。平均14.4%の大幅な値上げで、1か月に20立方メートル使用される平均的な使用量の世帯では1か月あたり248円、使用料は2か月分ずつお支払いいただいていますので、毎回の支払いが496円高くなる計算になります。

この別刷では、どうしてこのようなご負担をお願いしなければならないのかをご説明します。

一宮市の下水道事業は、昭和34年4月から地方公営企業法に定めています発生主義会計を採用しています。地方公営企業会計基準を適用していますので民間企業の会計基準と違う部分はありますが、同じ考え方で経理を行っています。

毎年度の収入と支出は、損益取引(収益的収支)と資本取引(資本的収支)に区分して処理しています。

現在の下水道使用料で、平成28年度と同じ事業費総額で下水道工事を行っていくと仮定した場合の収益的収支と資本的収支の見通しを図-1と図-2に示しました。2つの図で収入は折れ線グラフ、支出は棒グラフで示していますが、総額をわかりやすくするため、いずれも積み上げになっています。

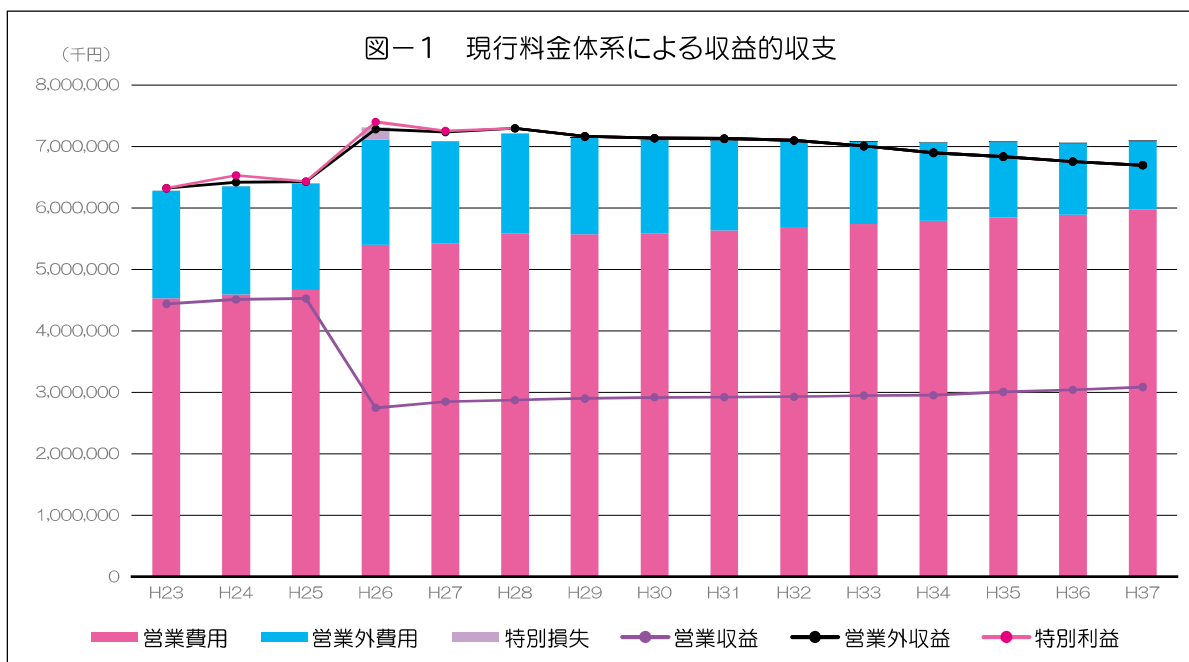


図-1の収益的収支では、平成26年度に地方公営企業会計基準が改定され、国県支出金(社会資本整備総合交付金などの補助金)の収益化や減価償却の方法の変更、営業収益と営業外収益との区分の見直しなどを行いましたので、前後で大きく変わっています。

図-1からは、平成31・32年度を境にして、支出が収入を上回り、毎年度損失を出していくことがわかります。

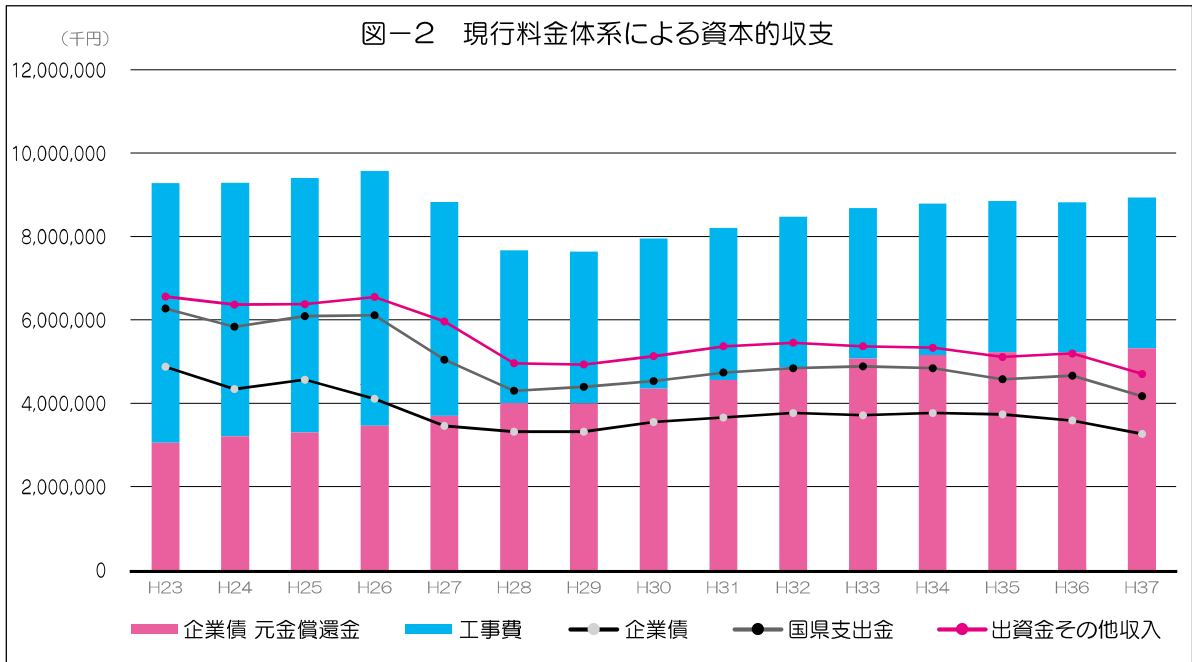


図-2では、工事費を平成28年度と同額にしていますが、企業債（長期借入金）の元金償還金が増加している分、支出が増加しています。これに対して収入はほぼ横ばいで、収入と支出の差が大きくなっていきます。これは、補助金が工事費に対して最大で2分の1しか受けることができず、企業債は工事費から補助金を引いた残りの額を借りることから、必ず収入が不足することになっています。発生主義会計では、工事費でつくりました下水道管や下水処理場などの施設を、収益的収支の営業費用で「減価償却費」で支払った形にして内部留保し、前年度の純利益相当額も含めて、この不足分に充てています。

図-3に企業債の年度末残高と毎年の償還元利金額、図-4に下水道普及状況を示しました。

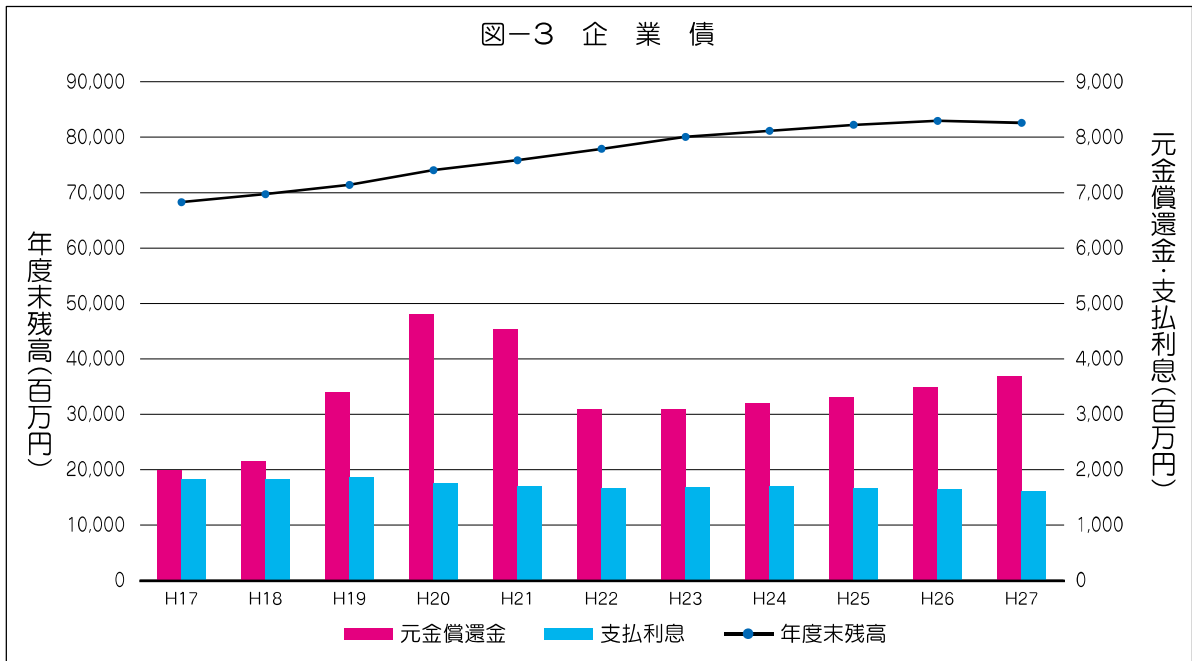
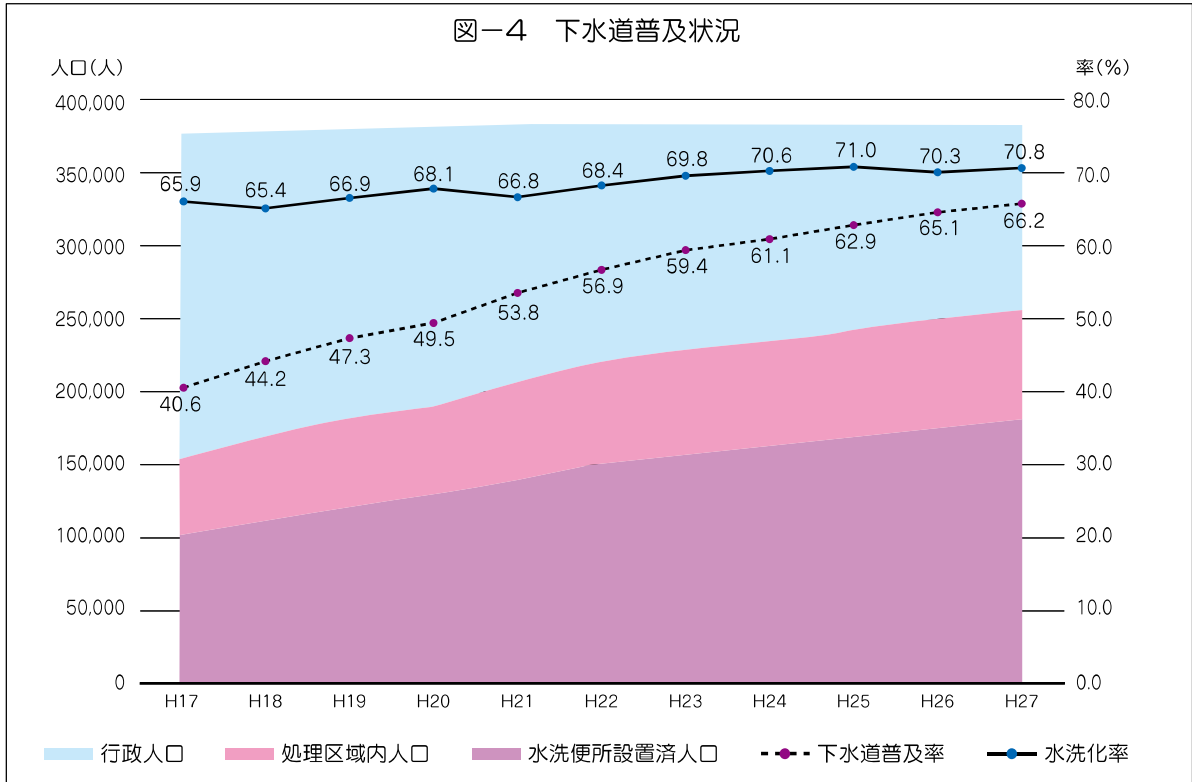
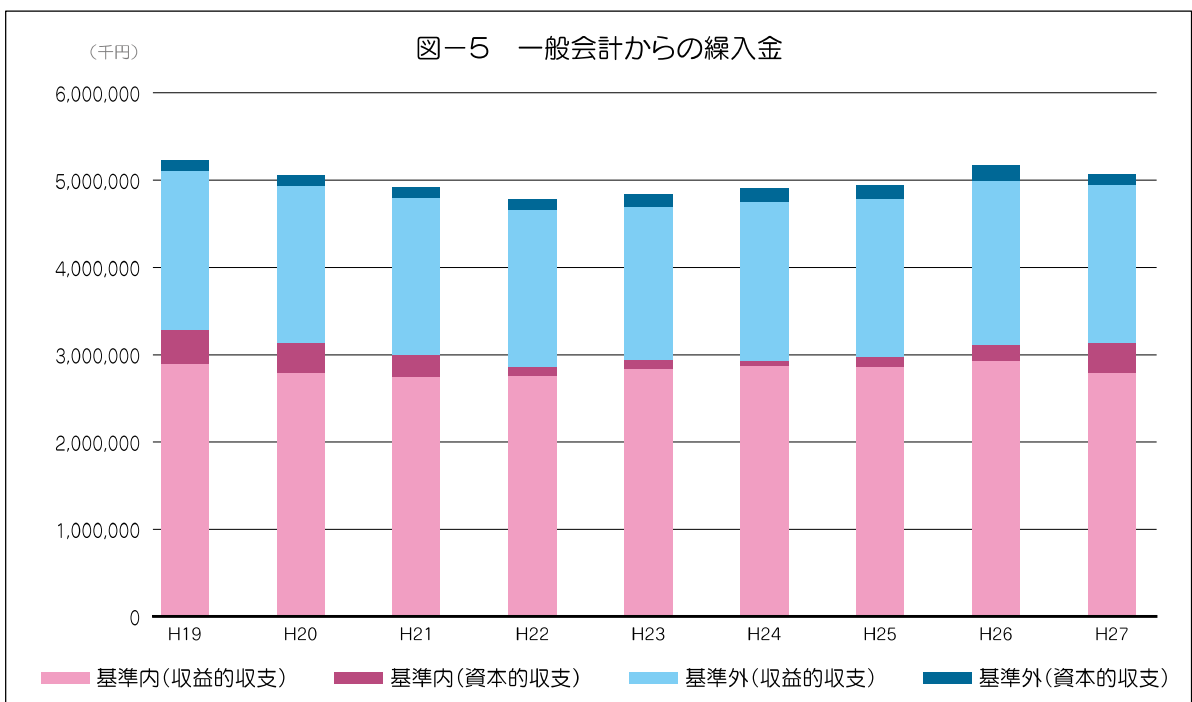


図-3で平成19・20・21年度の元金償還金が大きくなっていますが、これは19～22年度にかけて、借入利率5%を超える財務省からの借入金について、低利率の民間資金への借り換えが認められたことから、総額52億円ほどの借り換えを行ったものです。



2市1町が合併しました平成17年4月以降、下水道の整備を急速に拡大してきましたので、普及率は40.6%から66.2%になりました(図-4)が、企業債の年度末残高も682億円から830億円(図-3)になっています。この結果、毎年の元金償還金は平成27年度の37億円から、33年度以降は50億円を超えることとなります(図-2)ので、現在の使用料体系のままでは資本的収支の不足分を内部留保などで補っていくことができず、下水道事業の運転資金も不足する見通しになったことが一番の理由です。

もう一つの理由が一般会計からの繰入金です。図-5に平成19年度以降の決算額を示します。



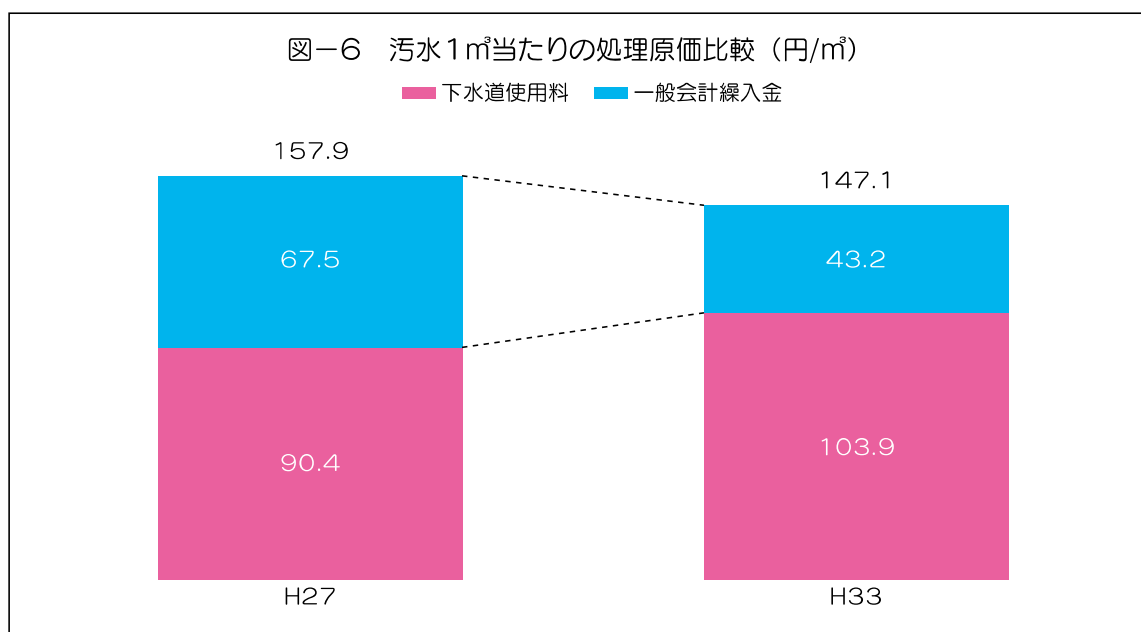
④（水だより No.85別刷）

下水道を古くから使っています市の中心部は、生活排水と雨水を同じ下水道管で処理（合流式下水道）しています。昭和63年以降から使っているところでは、生活排水だけを下水道管で処理（分流式下水道）し、雨水は側溝から排水路に流すようになっています。下水道管に流れている雨水を、下水道使用料を使って処理するのはおかしい話ですから、国は、雨水処理に要する経費や、県が整備しています流域下水道の浄化センターや下水道幹線の建設負担金などを、基準に従って一般会計（市税）で負担することを認めています。図-5ではこれを「基準内」として示しています。「基準外」は、下水道事業の収入で賄うことができない分を一般会計で補っているもので、国の基準にはありません。

一般会計も予算規模を縮小していかなければならない状況であり、下水道事業も市全域を対象にすることができなくなった状況では、このまま一般会計が基準外で負担を続けることは不可能で、早晩、減額されていくことになります。

以上のことを一宮市水道料金等審議会でご説明し、市議会でもご説明して下水道使用料の値上げを認めていただきました。一宮市水道料金等審議会の審議内容、提出資料、平成26・27年度決算書・事業報告書は、市ウェブサイトで公開しています。

今回の値上げの前後で、汚水1立方メートルを処理するのに必要な金額と、そのうちいくらを下水道使用料で負担しているのかを図-6に示しました。まだまだ一般会計からの繰入金に頼る経営になりますが、市議会、一宮市水道料金等審議会で行っていただきました意見や要望をしっかりと受け止め、下水道事業経営の安定に努めてまいりますので、よろしくご理解をお願いいたします。



下水道使用料の改定についてのご説明が、生涯学習出前講座「いちのみや出前一聴」のメニューに加わりました。ご希望のグループのもとへ市の職員が出向き、お話をさせていただきます。詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

【一宮市公式ウェブサイト】

- 暮らしの情報 > 生涯学習・国際交流・スポーツ > 生涯学習 > [いちのみや出前一聴のご案内](#)
- 市政情報 > 審議会・委員会など > 審議会など > 審議会等の一覧 > 水道料金等審議会 > [平成28年度 水道料金等審議会会議録](#)
- 市政情報 > 予算・財政 > 決算状況 > 決算資料 > [決算資料\(上下水道\)](#)